

令和7年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年1月31日（金）

令和7年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年1月31日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 F会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第3号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第4 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第5 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第8 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第9 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第10 報告第4号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告につい
て

出席委員

1番	石坂	豊治	君	8番	原田	勝幸	君
2番	齋藤	和子	君	9番	廣瀬	正実	君
3番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域1	市川	芳男	君	区域3	三橋	清高	君
区域4	内田	信行	君	区域5	平牧	直樹	君

欠席委員 10番 野中 清 君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	松澤	一樹	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時15分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 1 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、10 番野中清委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。3 番柿澤博委員、14 番小澤昇委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。13 番村越委員より報告をお願いいたします。

○13 番（村越重芳君） 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 1 月 15 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、4 筆、いずれも現況畑、合計 2,386 m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、タケノコを肥培管理する予定です。

労働力につきましては、本人 55 歳、従事日数 312 日、専業、配偶者 55 歳、従事日数 150 日、兼業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 申請者の方は、この土地でタケノコを採ることを予定してい

ます。また、市内には農地をお持ちではありませんが、隣接市において1,262㎡の農地を耕作していることを、申請書に添付された隣接市の農業委員会からの所有経営面積証明書により確認をしています。以上でございます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。13番村越委員より報告をお願いいたします。

○13番（村越重芳君） 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和7年1月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、2筆、いずれも現況畑、合計342㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び車両置場です。

農地区分は第3種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、鋼板フェンスを新設する計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 譲受人の方は、個人事業主であり、生コンクリート発送工事業を営んでいます。当該地には、コンクリートポンプ車2台や資材等を置く予定になっています。当該地の四方は公道によって囲まれていますので、農地には接していません。また、工事については、砂利敷きとなりますが、それと併せて、コンクリートポンプ車に水

を充填する必要があることから給水管の引き込み工事を行うという計画になっています。
以上でございます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第3号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件から6番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。1番案件については、区域4内田委員より、2番案件については、区域5平牧委員より、3番案件については、区域3三橋委員より、4番案件から6番案件までについては、区域1市川委員より報告をお願いいたします。

始めに、区域4内田委員より、報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第3号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第3者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆の一部、現況畑、1,800㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年3月1日から令和10年2月29日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に、区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の農地は、1 筆、現況畑、489 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に、区域 3 三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域 3（三橋清高君） 続いて、3 番案件をご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の農地は、1 筆、現況畑、692 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域 1 市川委員より報告をお願いします。

○区域 1（市川芳男君） 続いて、4 番から 6 番案件を一括してご報告いたします。

～ 4 番案件について内容を説明～

4 番案件の農地は、3 筆、いずれも現況田、合計 762 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～ 5 番案件について内容を説明～

続いて、5 番案件の農地は、1 筆、現況田、702 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用賃借権でございます。

～ 6 番案件について内容を説明～

続いて、6 番案件の農地は、1 筆、現況田、870 m²でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、5番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 2番案件の借り手の方については、以前にも案件として出ていたと思いますが、この方が栽培しているのは、カカオなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） カカオが中心と聞いています。

○13番（村越重芳君） 秦野市では、パパイヤを推奨して、栽培をしていますが、ここがうまくいけば、茅ヶ崎でもカカオで同じようにできるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 新しくできる道の駅にも大変近い場所ですので、委員の発言のとおり、うまくいけば、話題になるのではないかと考えています。

○13番（村越重芳君） はい、分かりました。頑張ってもらいたいです。

○区域5（平牧直樹君） まだ、温室が去年の暮れにできたくらいで、今年から温室に苗を植え始めていくことになると思いますが、先日、見に行ってきたら、カカオの苗かどうか分かりませんでした。苗が植わっていました。

○4番（大竹孝一君） 土地を借りて、温室を建てているのか。

○区域5（平牧直樹君） 農地を買って建てています。

○13番（村越重芳君） 借り手は、地元の方ですか。

○局長補佐（松澤一樹君） いいえ、違います。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第3号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件から6番案件までを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件を上程いたします。

区域1市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、畑、2,052㎡のうち605.65㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年3月1日から令和10年11月30日までとなり、更に3年9か月更新するものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件を、異議なしと茅ヶ崎市長へ報告することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。12番朝倉委員より報告をお願いいたします。

○12番（朝倉直芳君） 議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになってい

るため、証明願が提出されたものでございます。

令和7年1月16日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、292㎡につきましては、ハウス内で耕作されており、準備中でした。

3筆、いずれも現況畑、合計353.68㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計1,295㎡につきましては、ハウス内で小松菜が作付けされているほか一部準備中でした。

10筆、いずれも現況畑、合計4,442㎡につきましては、ハウス内にて耕作されており、トマトが作付けされておりました。

1筆、畑、869㎡につきましては、ほうれん草が作付けされておりました。

1筆、畑、2,113㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、496㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、114㎡につきましては、ブロッコリー、白菜が作付けされておりました。

労働力につきましては、本人62歳、従事日数300日、専業、配偶者55歳、従事日数300日、専業のほかパート4名でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、ボブキャット、テラー、軽トラック、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を報告のとおり、証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者につ

いての証明願いについて、1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。1番案件は、区域4内田委員、2番案件は、区域3三橋委員より報告をお願いいたします。

始めに、1番案件について報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件は、被相続人が、令和6年4月30日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、被相続人が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、被相続人の配偶者でございます。

令和7年1月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

買い取り申し出地は、3筆、いずれも畑、合計1,066㎡でございます。

現地は、大根、サヤインゲン、ネギ等が作付けされておりました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、2番案件について、報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

本案件は、申し出事由の生じた者が、令和6年10月25日に故障により営農不可能となったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、申し出事由の生じた者が買い取り申し出者として、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、申し出事由の生じた者ご本人でございます。

令和7年1月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

買い取り申し出地は、1筆、現況畑、750㎡でございます。

現地は、ネギ、タマネギ、ブロッコリー等が作付けされておりました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 1 番案件につきましては、主たる従事者が死亡したことにより、2 番案件につきましては、主たる従事者が農林漁業に従事することが不可能となる故障を有したことにより、それぞれ申請されたものとなります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 6 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、1 番及び 2 番案件を報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 7、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第 8、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第 9、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び日程第 10、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書 7 ページのとおり、3 件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書 8 ページのとおり、1 番案件から 8 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地及び車庫・倉庫敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書9ページのとおり、1番案件から8番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、道路敷地、駐車場敷地、住宅敷地及び共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

引き続き、報告第4号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてご説明いたします。議案書は、10ページとなります。

本案は、農地法第18条第6項の規定に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき、解約の申し入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項但し書きの規定により同項の許可を要しないで行われた場合、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから、合意解約の通知を受けたものとなります。

～1番案件について内容を説明～

両者の都合により令和6年12月31日で合意解約の合意が成立したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

○区域5（平牧直樹君） 解約された土地については、一旦、所有者に戻されるのか、あるいは、公益社団法人神奈川県農業会議が、新たな次の方に貸すまでは管理することになるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） この案件は、当初、令和6年第5回の総会で皆様にご審議いただいたものです。所有者から農業会議を通じて賃借人に貸すという流れにより、令和9年5月31日までの3年間の期間設定をしていました。今回、賃借人が解約するということになりましたので、その後は、基本的には、間に入った農業会議が管理するということになります。

○4番（大竹孝一君） 農業会議が管理するということは、そこが全部やってくれるということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 新たな人が見つかるまでは、農業会議が管理することになります。

○8番（原田勝幸君） 事務局と農業水産課で早く、次の人を見つけろということでしょう。

○局長補佐（松澤一樹君） そういうことも含まれます。

○12番（朝倉直芳君） ひと夏が過ぎるなど、長期になってしまった場合はどうなるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 基本的には、農業会議が所有者から借りていますので、農業委員会としては、農業会議に管理するように伝えることとなります。

○区域5（平牧直樹君） 返すときは、元に戻してから、原状回復してから返すということですね。

○局長補佐（松澤一樹君） 基本的には、原状回復してから返すことになると思います。

○4番（大竹孝一君） 返すような土地では、すぐに、次の人なんて見つからないでしょう。

○8番（原田勝幸君） 賃借人は、新規就農者の方ですか。また、農業から撤退するのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 農業から撤退するわけではなく、今回は、この土地だけ返すこととなります。

○13番（村越重芳君） 何か、事情があるのか。畑には適さない土地なのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 周りの土地も借りていて、この土地の隣も借りているのですが、この土地だけ、水はけが良くないとのことなんです。

○4番（大竹孝一君） 借りてすぐですよ。まだ、1年も経たないうちに返すのか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。

○区域5（平牧直樹君） 農業会議が責任を持って、管理してくれれば一番良いのですが。

○12番（朝倉直芳君） 今回の返された土地は、農地中間管理機構が管理することになるのですが、農地の「利用意向調査書」に関連しますが、農地中間管理機構と協議することによって、農地中間管理機構が借りてくれて、管理をしてもらえることになるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 判断は農業会議がすることになりますが、道路付けが無い囲繞地の農地や荒れてしまっている農地といった状況によっては、借りずに、管理しないという判断もあると思います。

○12番（朝倉直芳君） 今後は、そのような土地が増える一方ではないか。

○局長補佐（松澤一樹君） 協議については、農業振興地域内の農地についてのことですので、基本的には、あまり無いのかなと思います。

○4番（大竹孝一君） 農業振興地域内の農地でなければ、よいのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 今回の調査における農地中間管理機構との協議については、農業振興地域内の農地でなければ、農地中間管理機構は入ってきません。

○13番（村越重芳君） 今回のような畑に適さない農地について、農業会議も踏み込んで、お金をかけても農地改良をしてもらえるとありがたい。

○局長補佐（松澤一樹君） そういったご意見があったことは、農業会議に伝えるようにします。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び報告第4号、農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知の報告までを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時56分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員